

健保常務理事	事務長	職員	担当者

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

健康保険 限度額適用認定証交付申請書

次のとおり、限度額適用認定証交付の申請を行います。

被 保 険 者 欄	1	被保険者証の記号・番号	●	
	2	被保険者氏名		
	3	生 年 月 日	昭和・平成・令和	年 月 日
	4	住 所・電話番号	〒	- 電話
	5	会 社 名 称		
	6	職場名（認定証を送付する場合に適した名称）		
認 定 証 交 付 対 象 者 欄	7	対 象 者 氏 名		
	8	被保険者との続柄		
	9	生 年 月 日	昭和・平成・令和	年 月 日
	10	療養予定期間（*1）	令和	年 月 ~ 令和 年 月
	11	住所（被保険者と異なる場合のみ）		
申 請 書 作 成 者	12	申請書作成者	いずれかに○ 被保険者本人 <input type="checkbox"/> 被保険者以外 <input type="checkbox"/>	
	13	被保険者作成ではない場合、申請書作成者氏名		
	14	被保険者と作成者の関係性		
	15	代理申請者の日中の連絡先電話番号		
	16	被保険者またはその家族からの代理申請依頼日	令和	年 月 日 <small>この日付をもって、被保険者が代理申請を了解していると判断します</small>
	17	代理申請をする理由		
送付先	18	認定証の送付先（*2）	いずれかに○ 被保険者職場 <input type="checkbox"/> 勤務先総務 <input type="checkbox"/>	
日付	19	申請書提出年月日	令和 年 月 日	

- *1 療養期間に記載がない場合、健康保険組合が受付した月の1日から有効となります。認定証の有効期限が切れる（切れた）後も認定証交付ご希望の場合、認定証を返納の上、申請ください。
- *2 総務による代理申請ではなく、自宅への送付を希望の場合は、送付先は勤務先総務を選択ください。その際、申請書は作成済であること、認定証の自宅への郵送を希望することをあらかじめ総務へ連絡ください。切手付き宛先明記の封筒を申請書に同封で申請の場合は、認定証を直送致しますので、送付先は無記入で結構です。
- ・被保険者が住民税非課税の方は、標準負担額減額認定の申請が必要のため、健保組合へご連絡ください。
- ・被保険者が海外外向の場合、住民税非課税区分になりません。またマイナ保険証は日本に住民票がない場合、利用できません。

【メールによる申請の場合】

アドレス nipponseiki@ns-kenpo.jp （左記以外のアドレスへのメール不可）個人情報等を誤送信しないようご注意ください。
 メール件名 **限度額適用認定証の申請 記号-番号 氏名** （例 限度額適用認定証の申請 10-1234 健保太郎）
 本文 本文には何も入れないでください（ご質問は電話にて受け付けます 直通0258-24-5311 NS内線1951）
 このEメールに入力したものを添付して送信ください。
 健保からの返信メールは致しません。
 申請後1週間以内に認定証がお手元に届かない場合、健康保険組までお電話ください。

被保険者のマイナンバー記載欄（被保険者証の記号番号を記入した場合は不要です）	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											

マイナンバーを記入した場合、メールでの申請、社内便・普通郵便を利用した送付はできません。各社総務指定方法にて送付ください。

（健保組合記入欄）

標準報酬月額	千円	受付印
交付年月日	令和 年 月 日	
発効年月日	令和 年 月 1 日	
有効期限	令和 年 月 31 日	
適用区分	ア（83以上） イ（53～79） ウ（28～50） エ（26以下）	

